

## 3) これからのパンデミックインフルエンザ対策

1 川崎市衛生研究所

○岡部 信彦<sup>1</sup>

「新型インフルエンザ (Pandemic Influenza A/H1N1 2009)」は、瞬く間に世界中に拡大した。わが国では 2009.5.9.に成田空港で患者が検知され、その後 5.16.神戸市、5.17.大阪府と相次いで高校を中心にした集団感染が明らかとなった。地域での学校閉鎖や濃厚接触者に自宅待機を要請するなどの対策が行われ、兵庫県内や大阪府内での一般社会への広がりはかなり抑えられたが、6月中旬頃から再び日本各地での発生が続き、秋から大流行となり、12月に入り減少傾向となった。今回の流行は、過去 10 年間のインフルエンザ流行の最大であった 2004/05 シーズンを超える規模であり、重症肺炎や急性脳症発生例・死亡例も発生した。しかしわが国における入院者や死亡者発生の状況、妊婦の入院率などは海外に比して最も低いレベルに留まった。これには、臨床医・公衆衛生担当者など関係者の努力、そして一般の人々の新型インフルエンザに関する関心の高さをもっとも大きな影響を与えたのであろう。WHO は 2010.4 International Health Regulation (IHR) Review Committee を立ち上げ、今回のパンデミックの総括を行い、2011.5 の WHO 総会に報告書を提出した。続いて Pandemic Influenza Preparedness (PIP) Advisory Committee が設立され、第 1 回の会議が 2011.11 開催され、2012.10 (本学会の 1 週間前) に第 3 回会議が予定されている。わが国では 2010.4 新型インフルエンザ対策総括委員会が設置され、2010.6 に報告書がまとめられている。病原性等に応じた柔軟な対応、迅速・合理的な意思決定システム、地方との関係と事前準備、感染症危機管理に関わる体制の強化、法整備などの提言が述べられている。これに基づいて新たな新型インフルエンザに対する行動計画が議論され、2011.9 政府案として閣議決定された。また政府は、新型インフルエンザ対策行動計画の実効性を高めるため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法案」を国会に提出、可決されて 2012.5.11 公布となった。今後政府は新型インフルエンザ等の発生に備えて新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定め、政府対策本部は政府行動計画に基づき新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めることになる。これらの作成にあたっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない、とされた。今回のパンデミックは、臨床面でも、基礎研究にも、公衆衛生的にも、そして国の感染症危機管理の在り方などにも、多くの経験と教訓を残した。我々はそれを次世代に残していかななくてはならない。インフルエンザという医学的・社会的インパクトの大きい感染症に対する取り組みは、熱くなりすぎることなく冷めることなく、継続して進めていくことが必要である。